

相模原・津久井地域合併協議会財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、相模原・津久井地域合併協議会規約(以下「規約」という。)第15条の規定に基づき、相模原・津久井地域合併協議会(以下「協議会」という。)の財務について必要な事項を定める。

(歳入歳出予算)

第2条 協議会の歳入歳出予算(以下「予算」という。)は、協議会を構成する市町の負担金その他の収入をもって歳入とし、協議会の事務の執行に要する経費(協議会事務局の職員の給与等協議会が負担しないものを除く。)をもって歳出とする。

2 協議会の会計年度は、地方公共団体の会計年度による。

3 協議会の会長(以下「会長」という。)は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に協議会に諮り承認を得なければならない。

(予算の款及び項の区分)

第3条 歳入予算の款及び項の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款及び項の区分は、別表第2のとおりとする。

3 前2項の規定にかかわらず、特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定めるもの以外の款及び項の区分を定めることができる。

(予算の補正)

第4条 会長は、協議会に係る既定の予算に補正の必要が生じたときは、これを調製し、協議会に諮り承認を得なければならない。

(出納及び現金の保管)

第5条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金は、会長が指定する金融機関に預けて保管するものとする。

(協議会出納員)

第6条 会長は、協議会の事務局の職員のうちから協議会の出納員を命ずる。

2 協議会の出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他の会計事務をつかさどる。

(決算)

第7条 会長は、毎会計年度終了後2月以内に決算を調製し、規約第14条第1項に規定する監事の監査を受け、協議会の認定に付さなければならない。

2 会長は、前項の規定により、協議会の認定を受けたときは、当該決算書の写しを関係市町の長に送付しなければならない。

(収入及び支出の手続)

第8条 予算に係る収入及び支出の手続は、相模原市の例によるものとする。

2 協議会の出納員は、次に掲げる帳簿等を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算経理簿

(2) 前号に掲げるもののほか、会長が必要があると認める書類

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、協議会の財務について必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

2 第2条第3項の規定にかかわらず、協議会の置かれた年度の予算の承認については、当該年

度の最初に開催される協議会において承認を得るものとする。

別表第1（第3条関係）

款	項
1 負担金	1 負担金
2 諸収入	1 諸収入

別表第2（第3条関係）

款	項
1 事業費	1 事業推進費
2 総務費	1 事務局費
3 予備費	1 予備費